**注記（事業別財務諸表：恩給及び退職年金）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

事業の概要

地方公務員等共済組合法施行（S37.12.1）前に相当年数勤務した教職員及びその遺族に対して、「恩給法」又は「府費負担教職員退職年金及び退職一時金条例」

若しくは「府吏員退隠料等条例」に基づき恩給、退職年金、遺族扶助料等を支給しています。